

<投稿論文>

屋久島における海のコモنزの共的資源利用と境界認識

中島 成久 (法政大学名誉教授)

初めに

明治の地租改正で国は林野の官有化（国有化）を図った。同時に明治政府は海面の官有化も追求したが、林野の国有化とは事情が違い、政策は迷走を極め、結局江戸時代の慣習がそのまま残り、それが今日の漁業権へとつながっていった。従来、屋久島ではこの「海面官有化」問題がまったく論じられてこなかった。筆者は2023年から文科省科研費を得て「屋久島の海のコモنزの持続的利用」研究を行ってきたが*1、本稿はその研究成果の一部である。

「コモنزの悲劇」を書いたギャレット・ハーディン（1915～2003）は、コモنزの悲劇を防ぐには、コモنزの国有化か、あるいは私有化しかないと主張した（Hardin, 1968:1245）。ハーディンを批判して、エリノア・オストロム（1933～2012）は第三の道を提唱した*2。コモنز研究で2009年ノーベル経済学賞を受賞したオストロムは、「長期にわたって持続的な共的資源をめぐる諸制度から導かれる設計原理」の第1項目に、「明確な境界」を挙げている。「共的資源の境界を定めることと、それを利用できる人を特定することは、集合行為のための組織化における第一段階である」（オストロム, 2022: 106-108）*3。

永田の磯、浜では、イワノリ、ウミガメの卵の入札制度が1960年代末まで行われていた。

その実態はオストロムの言うコモنز利用の第三の道と言えるが、その起源は大正初期のカツオ漁の動力化に失敗した歴史の帰結であると推測される。永田の入札制度を含め屋久島における海のコモنز利用では、江戸時代に成立した「磯猟は地付き次第」の原則が存在していた。本稿では、屋久島において海のコモنزはどのように認識され、その共的資源はどのように利用され、その現状はどうなっているのかについて以下論じる*4。

1. 屋久島のカツオ漁の危機 - 永田の入札制度の起源

1-1 海面官有化宣言と漁業権

『鹿児島県水産史』（1968年）の第二篇「鹿児島県における漁業規律史」を執筆した川上省三は、明治時代の海の法的状态を以下のように述べている。「統一法典としての漁業法が制定されたのは明治34年（1901）のことであるが、それまでに紆余曲折があった。廃藩置県によって島津藩の特許であった漁業は鹿児島県庁に引き継がれたが、実際は各地の漁民はその慣行において漁業を営んでいた」（川上: 39）。

ところが、明治8年（1875）12月の太政官布告第195号による海面官有宣言によって、「河海において事業を行うについては、・・・従来通り捕魚採藻したい者は改めて管轄庁に届け出

*1 文科省科学研究費基盤研究（C）「屋久島における海のコモنزの現状とその資源の持続的利用への課題」（研究代表者中島成久，課題番号23K01019，2023年4月～2026年3月）。この研究に至る直接の課題は、2021年の「屋久島憲法100周年記念シンポジウム」の開催とその後の論文執筆にある。（中島，2023）参照。

*2 例えば，（オストロム，2022: 17-20）。

*3 オストロムはさらに以下の指標を挙げている。2. 地域的な条件と調和したルール，3. 集合的選択への参画，4. 監視，5. 段階的な制裁，6. 紛争解決メカニズム，7. 組織化における最低限の権利の承認（オストロム，106頁）。

*4 本稿で村という場合，江戸時代の末端の行政単位としての村をいう。明治5年（1872）郡制改革で導入された護謨郡は明治22年（1889）廃止され，町村制が導入され，屋久島は上屋久村，下屋久村の2村に分かれた（『上屋久町郷土誌』997-999）。現在の行政では大字名を〇〇区というが，永田以外のケースでは使っていない。

をしないとならない」(川上:45-46)とされた。この海面官有化宣言により、「漁業界は一層の混乱を呈し、紛糾した。各地方より海面借用の出願をなすにあたって各地漁業者はこぞって広範なる漁区の出願をなし、各自漁場区域の拡張を企図したため種々の紛議を生じ、政府もその弊害を認めた」(川上:48)。

『日本の社会史第2巻 境界領域と交通』(1987年)の第V章「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」において、著者の丹羽邦男は、「明治9年(1876)7月太政官達74号は法の上では海面官有の立場を維持しているが、官有地借用料徴収を取り消し、地方税として漁業権を課すこととなり、海面官有の立場は実質的には否定された」と述べている(丹羽, 1987:206-207)。

つまり、「明治維新後、国による海面自体の管理と、漁業を規律する法律とがしばらく分化されてきた。明治34年漁業法が全国的統一法典として制定公布されるまでの長い期間漁業を規律する法規は個々断片的なものであった。政府と言えども、漁業における旧慣を無視しえず、営業取り締まりにおいてはこれまでの慣習に従って処置した」(川上:51-52)。

ところで、「これまでの旧慣」の本質を指すものが、「磯猟は地付き次第、沖は入会」という原則である。前述の丹羽邦男は以下のように述べている。

元文2年(1737)の「評定所御定書」によって、「海川入会の争論裁許の基準規定、それまでの幕府裁定方針の集大成、各地海川入会の実態反映がなされた」。その第1項が「磯猟は地付き次第なり、沖は入会」である(丹羽, 1987:193)。

つまり、磯猟(漁)、海藻採取などは地付きの村自身の規定が尊重されるが、沖合漁は入会であり、そうした地付きの村の規定は及ばず、もっと公的な規定に委ねられるべきである、ということである*5。

1-2 屋久島における「磯猟は地付き次第」

この原則を屋久島に適用した場合、瀬物漁*6、有用海藻採取、イソモン(磯のもの)採取、ウミガメの卵の利用などの海の共的資源利用においては、磯猟は地付き次第の原則が適用される。江戸時代から屋久島近海ではカツオ漁が盛んであった。屋久島の多くの村でカツオ船を所有していたが、他藩の船も屋久島近海のカツオを獲っていた(『屋久町郷土誌』第4巻:534-535)。沖は入会である*7。

4章で詳しく述べるように当時のトビウオ漁は浮敷網漁で行った。沿岸に産卵するトビウオを産卵後獲っていた。トビウオが産卵をした沿岸の村は近いので漁に有利ではあったが、他の村の船が排除されることはなかった。

本稿をまとめる際に秋道智彌『なわばりの文化史』(小学館, 1995年)は大いに参考にしたが、屋久島での「なわばり」(境界認識)を考える場合、楠川区有古文書に興味深い記述がある。海の境界には山の境界が強く反映されていた。山の境界は各集落の前岳部の境界による。前岳部での資源利用にはその集落の許可がないと他集落の者は許されない。

「楠川区有古文書」175番のなかに次のような記述がある*8。「安永2年(1773)志戸子の庄屋、市郎右衛門は、大雨で志戸子の前岳部の道が崩壊し、御用木を伐れなくなって、山役

*5 「沖は入会」とはいつても、琵琶湖や江戸湾(東京湾)、瀬戸内海などの閉鎖性海域では漁業者の権利が輻輳しているため、紛争を避ける独自の規制があった(同上:195-98)。

*6 瀬物魚のなかには、ブダイやアイゴ、イスズミなどの植食魚が含まれていて、現代では藻場を荒らす大きな要因と考えられている。(藤田・野田・桑原, 2006)参照。

*7 享保11年(1726)には、カツオ漁は屋久島南部(の村)でのみ行われていたとみることができるが、藩政後期には、屋久島はカツオ漁をする場所であり、文久2年(1863)には村々の在番横目へ、カツオ支配人を命じた。もっとも横目のいない村では庄屋、山頭をカツオ支配人とし、毎日、船よりカツオを受け取り、煮釜で煮てカツオ節にした(『上屋久町郷土誌』, 224-225頁)。

*8 楠川区有古文書の読み下しは鎌田道隆先生(奈良大学名誉教授)のご協力を得た。なお、楠川区有古文書に付されている番号は、文書の研究を行った鹿児島短期大学附属南日本文化研究所が付けたもので、『上屋久町郷土誌』の末尾に総目録が掲載されている(805-836頁)。

の義務を果たせないで、楠川の山を伐らせてもらいたい、と要望書を提出した。だが楠川村横目の藤兵衛は、昨今お上から踏鞴場を作れと要請もされていて、これ以上山を伐ると魚が減り、漁稼ぎに影響が出るので、お断りする」と返事を出した。

さらに、「楠川区有古文書」175番の直後の183番に以下のような記述がある。お上からの鉄山（踏鞴場）の要請を断っている。その理由が興味深い。

山を伐り申し候らわば、鯉諸獵に相障り申すべき候と存じ奉り候、漁獵の儀は山クロミに相付き申す事に御座候らわば（傍点筆者）、鉄山仰せ付けの山を伐りほし申し候らわば、諸獵之なきはずと存じ奉り候・・・。

山の木を伐りつくしてしまうと、山クロミに魚がつかなくなり、カツオ漁他の漁稼ぎができなくなると言っている。ここで用いられている「山クロミ」という用語は他に使用例が見られないけれども、文脈的にいえば「藻場」のことである。山クロミのことを『上屋久町郷土誌』では「魚付き林の影」と解釈している（224頁）が、原文を読むと藻場と解釈して間違いないと思われる*9。当時、屋久島の磯は背の高いホンダワラ系の藻や有用海藻などであふれていた。その利用の際に、村々の境界認識は重要であった。

1-3 カツオ船動力化の失敗と永田の入札制度

明治末本土のカツオ船の動力化が進み、技術革新によってカツオ漁獲量も飛躍的に増加した。一方、そうした漁船の近代化に取り残された屋久島の村々は、他郷の船が屋久島沖合でカツオを獲るのを、指を咥えて見ているだけであった。

明治末の屋久島での漁業について、『鹿児島県水産史』の第三篇「本県における漁業生産の展開」を執筆した原多計志は以下のように述べている（原、1968：289）。当時の絶望的な状況が痛ましい。

（屋久島での漁獲は）鯉、鯖、飛び魚などなどをはじめ十種類に達し、海藻類の産出少なからず、漁業の戸数も約九百に及べどもその一か年の産額は海産物総計にして約十五万円余に過ぎず、ことに島内の主要漁業たる鯉についてみるも在来の漁船五十八隻の外に発動船はわずかに二隻にして一か年の漁獲高五万円ばかり、また同島の特産たる飛び魚も一か年漁獲四万円くらいなるに、同島民はこれに甘んじてさらに活動の方法を講ぜず、他の侵入に任せつつあり。されば川辺、指宿などの各郡はもちろん、遠く宮崎県地方の漁業家はかかる好漁場を看過せず盛んに石油発動機船をもってその近海に集まり多額の漁利を博するに至り、屋久島漁民はこれら他の漁船の発展するだけ退縮するの状況を呈し、したがって漁民の生活すこぶる困窮を増すありさまなるが、かかる有利なる地位にありてこのごとき状況なるは畢竟鯉および飛び魚の豊漁を夢想し空しくその豊漁の期を待つ風あること、運輸の不便にして魚価の昇落を保つ能わざること、同島周囲に適當の避難地なきこと、資本充実せざること・・・水産教育が普及せざること主なる原因なり」（原典は「鹿児島新聞」明治43年4月9日号）。

こうした状況を改善しようと永田の住民は動力船を購入して、本土の動力船に対抗しようとした。『上屋久町郷土誌』は以下のように記している。

大正2年（1913）、山川方面から動力カツオ漁船が進出するようになり、鯉の魚群は次第に南

*9 2023年11月18日（土）、「屋久島の海の森：藻場のこれまでとこれから」というテーマで、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授、同研究科長の寺田竜太先生の講演会を行った（於：屋久島町役場議会棟）。これは、筆者の科研費による研究の一環である。

*10 当時の永田区長以下15名の名前が記されている。この資料は川崎和彦氏のご好意で閲覧できた。

下、永田方面の無動力船では操業困難におちいった。そこで、大正3年に、永田で動力船建造を試み、鹿児島県農工銀行より融資をうけて、永田丸ほか4艘を購入し、操業を続けたが、機関の故障、燃料代、エサ代など経費がかさみ、2年足らずして失敗に終わった。銀行に対する返済にも困り、ほとんど財産を処分するなど悲惨な状態であった」(521頁)。

カツオ動力船を使いこなすには、複雑な技術の集合が必要であった。前掲の原多計志によると、「動力船化に伴い、冷凍、冷蔵技術が進歩し、流通機構の整備などが生産力の増大をもたらし、漁業を商品経済の過程に引き込み、集中と分散が行われ、優劣の差が強くなり、国民経済の中に入り込んだ」(原:298-299)。永田の住民にこうした弱肉強食の外的状況に太刀打ちする術はなかった。

永田では、瀬切の部落林を売却することでその苦境を凌いだ。「部分林に関する趣意書」(昭和36年[1961年]3月1日付、未刊)と題する文書には以下のように記されている*10。

大正初期に至り鰹漁業の転換点に際し、帆船より発動船永田丸を建造して鰹漁業に従事せしも、経営不振にて其の負債補充のため瀬切字九百五十町歩の内七百五十町歩を鹿児島起業会社に売却したのであります。

永田の里巡り協議会では、瀬切付近の土地がなぜ部落有林となっていたかの経緯を以下のように説明している。「明治12年[正確には明治14年]の地租改正の際、当時の永田地区総代

であった牧新蔵翁は、官民地区境界を定め、現在の世界遺産である西部林道の大部分の山林域を、集落林及び民有林とした」*11。

地租改正による国有林化を免れ、永田地区の貴重な財産となった部落有林が、屋久島近海で獲れるカツオ漁の動力船化による失敗で失われてしまった。屋久島が世界遺産に登録された1993年時点で、瀬切付近の土地はM林業の所有であったが、その後鹿児島県が購入した。M林業の私有地であった背景*12に、このような痛恨の歴史が存在していた*13。

このカツオ船永田丸をめぐる歴史的なイベントは、その直後イワノリ、カメの卵の入札制度導入をもたらしたと思われる。入札金は永田区の収入になるので、財政危機を迎えた区の収入源として利用されたと考えられる。永田の入札制度の詳細な検討の前に、以下屋久島の海の共的資源利用について述べる。

2. 海の共的資源利用

2-1 有用海藻

新村巖と田中敏博は「鹿児島県の有用藻類」と題する論文のなかで有用藻類を以下のように定義している。「古くから食用、糊料、薬用、飼料などに利用されてきた有用海藻と試験研究で用いられた海藻、淡水藻類について、文献と聴き取り調査などによってまとめたもの」(新村・田中, 2007:200)。

そうした有用藻類のなかで本稿では、「ヒトが日常的に利用してきた海藻類」に限定して論じる。屋久島の有用海藻として、フノリ、イワノリ、マクリ(海人草)、テングサ、アオサ/アオノリ(実際はヒトエグサ)などが挙げられる。

*11 牧新蔵翁 (<https://www.yakushima.jp/travel/maki-shinzo/>, 2025年8月24日閲覧)。

永田はこの時1500町歩の山林が国有林化を免れた。民有地と村有地になった。なお、屋久島での地租改正は、西南戦争の影響によって遅れ、明治14年(1881)完了した(中島, 2021)参照。

*12 当時上屋久町々議であった故柴鉄生氏談。

*13 その後カツオ漁は沿岸漁業から沖合漁業へ、そして遠洋漁業へと大きくその在り方を変えていった(原:298-299頁)。藤林泰・宮内泰介編著『カツオとかつお節の同時代史』(コモンズ,2004年)は、遠洋漁業としてのカツオ漁問題を扱っている。ただ、枕崎の鰹節製造で用いる広葉樹の供給についての第IV部第1章「かつお節と薪」は、江戸時代から続いた屋久島での鰹節製造のための広葉樹の供給問題を考える際ヒントになる。

(1) フノリ

フノリは主に天然糊の原料として利用されてきたが、戦後工業糊が普及してきたため需要が減ってきた。それでも、力士の下がりの湖付用として、あるいは刺身のツマとして未だ需要がある^{*14}。

江戸時代中期の享保13年(1728)に発布された「屋久島手形規模帳」は薩摩藩の屋久島経営の実態を示す重要な資料であるが、そのなかで島民の貢納義務について以下のように記している(『屋久町郷土誌』第4巻:712)^{*15}。

- 一、屋久島の山役は、一人一年間に平木六束ずつを、時々人員調査をして上納を申し付けよ。
- 一、島中の女は、一人に付きふのりを九十目(匁)ずつ上納すべきこと。

平木一束とは平木100枚のことで、山役の義務のある者は15歳から60歳までの健康な男子とされていた(中島, 2010:36)。フノリ上納の義務のある女性もそれに倣うとした場合、ある村のなかの15歳から60歳までの健康な女性は、一人90匁(337.5g)のフノリを毎年上納する義務を負った。男子の山役のケースはこれまでよく知られているが(中島, 同:31-42)、女性に課されたフノリ上納についてはほとんど知られていない。

『鹿児島県水産史』を編集した原口虎雄は、幕藩体制下の経済は農業を基盤産業とする経済であった、という。「薩摩藩初期から米麦のほかの特産品(筆者注:屋久スギ, 奄美の黒糖など)に頼らなければならない特殊な産業構造の藩であった。・・・藩当局の水産業に対する態度は、もっぱら外船・他領船の警備と南島物産の確保に終始している。浦の一定の人口の員数確保, 御用船, 警備連絡船の確保が, 漁政の眼目とされ, 若干の浦および漁業(主として網漁)

に対する運上銀(営業税)があるだけで, 一般的には放任という形であった」(原口, 1968:5)。

そうしたなか, 屋久島女性へのフノリ上納義務は異例のことである。江戸時代を通じて屋久島の石高は1300~1400石であるが, 水田が圧倒的に少なく, また畑地も狭隘で, 大部分は切換畑(一種の焼き畑)であった(『屋久町郷土誌』第4巻:474)。米で貢租義務を果たす代わりに山役であったが, それだけでは足りず, 女性にも貢租義務を負わせた。

江戸時代女性がフノリを上納する実態を知る記述が, 大正3年(1914)に発行された「下屋久村郷土史」の「平内・湯泊」の項に見られる^{*16}。

布海苔ハ海岸全部ニ生ジ, 毎年四月中旬, 区民全部到リテ採取ス。其ノ量二千五百斤, 価額六百二十五円ニ上ル。採取法ハ干潮ノ際ニ貝殻ヲ以テス。貝殻ヨリ良キ採取器ナキモノヤモ感ジ居ル次第ナルガ, 鎌ノ如キモノヲ以テ採取セシ所ハ来年ニ到リテ布海苔ノ生ジ方甚ダ減少スト言ウ。

毎年4月中旬, 平内, 湯泊の海岸全体に生えたフノリを集落総出で収穫する。1斤は600gなので, 2,500斤は1,500kg=1.5t収穫で, 625円の収穫高となった。貝殻を使って採取するが, それ以上に優れた採取器は見当たらない。鎌を使って採取すると, 翌年の収穫が激減するといわれている。

ここで重要なことが, フノリを集落総出で収穫するということである。大正初期の屋久島平内・湯泊のフノリ採集の慣行を江戸時代に屋久島の全集落で行われていたと仮定すると, 往時の姿が浮かんでくる。旧暦4月の大潮の時, 干潮時を見計らって, 落総出でフノリの採集を行う。集落総出で行うのは, 女性の義務である一人90匁(338g)をフノリの上納を, 村全体の

*14 ふのりドットコム, <https://47s.jp/pages/0000665/46000> (2025年8月27日閲覧)。

*15 同書のなかの「(現代語訳)屋久島手形規模帳(享保13年)」(704-718頁)の一部である。

*16 『下屋久村郷土史』大正3年下屋久村教育会編, 4頁。

義務として果たすためである。当時の村単位で収穫を行うのは、村が貢納単位であるからで、それだけ村々の海をめぐる境界意識も強かった。

『鹿児島県水産史』によると、下屋久漁協が明治41年(1908年)に発足している*17。漁業権の対象にフノリも挙げられていて、「下屋久村郷土史」で描かれている平内・湯泊でのフノリ採取は漁業権成立以前の状況であろう。あるいは、収穫したフノリを漁協に売ると考えると辻褄は合う。

昭和15年(1940年)に屋久島で調査を行った宮本常一(1907~1981)は、「フノリは5月ごろに青年がくちあけをする。糊用にするためにとるが、多くは自家用にすぎない(宮之浦、一湊)」(宮本, 1974: 106)。大正初期に発行された「下屋久村郷土史」の頃より30年ほど経過しているのであるが、フノリ採取はすでに自家用のための採取になっていた。それでも、「宮之浦川の左岸は一般採取用、右岸は学校用として区分していた」とフノリの採取に一定のルールが存在していたという(宮之浦出身のある居酒屋の80代の主人談, 2024年8月24日)。昭和20~30年代のことである。

「鹿児島県の有用藻類 III」によると、鹿児島県には、ハナフノリ、フクロフノリ、マフノリの3種のフノリが分布している。ハナフノリは主に奄美群島の北西岸に見られる。フクロフノリの生産量はマフノリよりも多いが、値段は安い。屋久島ではフクロフノリが採集されたと思われる。1996年の長島町・串木野市羽島・佐多岬の3漁協でフクロフノリの生産高は1.5tで

あった(マフノリは0.5t)*18。

平内・湯泊だけで、年間1.5tのフノリを生産していたわけで、約80年の時間差があるとはいえ、往時屋久島がフノリの一大産地であったことは間違いない。

「鹿児島県のふのり類の漁獲量」によると、1957年から1974年までは年間50~75tほどの漁獲量があったが、1975年以降は激減し、多い年でも年間25t以下の生産高しかない。全国的にも同じ傾向は認められる*19。

(2) イワノリ

フノリに次いで経済的な価値が大きかったのがイワノリである。「養殖ノリが普及するまでは、ノリといふとこのイワノリのことを指していた。江戸時代に浅草海苔の養殖が始まったが、日本各地の海岸には天然ノリが生え、独特の名前で呼ばれていたが、イワノリと総称される」(宮下, 2003: 266)。

宮下章は『海苔』において、「江戸時代末期における日本の養殖ノリ産地・岩ノリ産地」と題する地図を掲載している。養殖ノリは江戸浅草に始まり、その後波の穏やかな太平洋側の内湾で広がっていった。一方、イワノリは日本海側に多く見られ、九州の対馬、壱岐、五島、天草、のほか屋久島(傍点筆者)もイワノリ産地として紹介されている(宮下, 2003: 222)。

著者の宮下章は屋久島がイワノリ産地であることの根拠を何も記していない。単なる間違いである、として無視することもできるが、「楠川区有古文書」のなかに、その間接的な証拠となる記述があるのに気付いた。

*17 「明治41年下屋久村漁業組合設立。漁獲物、鰯(飛び魚)繰網漁業(4月1日~7月31日)、布海苔(海蘿)2月1日~6月30日」。「明治41年上屋久村漁業組合設立。漁獲物、鰯(飛び魚)繰網漁業(4月1日~7月31日)、鰯(かます)刺し網漁業(10月1日~翌4月30日)、鰯刺し網漁業(周年)(236~37頁)。

ところが、『上屋久町郷土誌』では大正5年(1916年)とされている。「大正5年上屋久漁業会が設立。志戸子に事務所を置き、各集落より理事5名、監事2名を選出した。会の目的は漁業権管理にあり、会の運営費は一湊矢筈定置網賃貸料などをもって賄われていた」(522頁)。

ただ、以下のような記述もある。「昭和42年(1967)、4漁協(永田、一湊、志戸子、宮之浦)は合併し、上屋久町漁協が発足した」(『上屋久町郷土誌』527頁)。初期の頃の漁協は、名目的に村ごとの漁協を作っていたが、実質的には集落ごとの独立採算制をとっていたものと考えられる。

*18 新村巖・田中敏博「鹿児島県の有用藻類 III, 紅藻類」, 126-127頁, 「藻類」56, 2008.

*19 <https://47s.jp/pages/0000665/46000> (2025年8月27日閲覧).

江戸時代屋久島の住民は生活必需物資を得るために、島の特産品と物々交換する制度のなかで暮らしていた。楠川村の庄屋徳兵衛は、屋久島手形所から、来年度1年分の村の入り用品を書き出せと命じられ、それを書き出した。塩、大豆、畳、鉄地金、油、打綿、木綿、素麺等々。その支払いとして、来年度のかつお節、トビウオなど(でなす)。それ以外の品目のなかに「海苔」がある*20。

この時の「海苔」とはイワノリのことである。フノリであれば、布海苔と書くはずである。島の女性はフノリを上納する義務があったので、フノリを日用必需品の物々交換用には用いない。「楠川区有文書」は楠川だけに特有な慣行を記しているのではなく、屋久島全域で行なわれていた慣行が文書の形で残っているので、それを通して当時の生活を再現できる。当時の楠川村は、現在の梶川も含んでいたから、その磯が楠川村の権利を持つノリ採集地であった。当時の楠川と梶川の集落で磯割があったものと考えられるが、詳しくはわからない。

時代は下るが、昭和55年(1980年)に刊行された『永田小学校百周年記念誌』第2章「永田の生活と文化の移り変わり」に以下のような記述がある。豊かな海の幸を堪能できた時代のことがよく描かれている。

海に面した永田のこと、当然副食としても海のものが多く食べられた。カツオ漁、トビウオ漁が盛んだったころには、それらも盛んに食べられた。生で食べたり煮て食べたりする他に、カツオの腹皮、トビウオの干物などは保存しておいてよく食べさせられた。他の魚類も釣りに行ったり網をかけたり、夜に魚突き(イザリ)に行ったりしてよく食べていた。(中略)。海の食べ物としては、魚の外、磯物採り(イソモン

トリ)とって、貝を取って食べたり、冬時期に磯に生える海苔を採って食べたりした(40頁)。

この項を書いた内門紘氏のことがよくわかっていないが、永田でカツオ漁が盛んであったのは明治末までのことなので、その頃子供時代を過ごした方だと推定される*21。カツオ、トビウオのほか、瀬物魚を釣り、イソモンを食べ、冬には海苔(イワノリ)を食べていた。

永田ではイワノリのことを「クロノリ」と呼んでいた。見た目が黒っぽいからである。イワノリは潮のかかる磯に生える。冬2月に採取するのだが、磯や丸石に付いたノリを貝殻などで筒状にして採取し、洗浄、簀の子に貼って乾燥させ、板ノリに仕上げる。昭和11年生まれの有馬小市さんは、「冬が寒いほど、波が荒いほどおいしいノリが採れる」と語っていた(2025年7月18日)。

一湊でも吉田でもこのイワノリを採っていた。昭和15年(1941)一湊に生まれた真辺時哉さんは一本釣りの漁師だが、一湊のイワノリの採れる磯には名前がついていることを語ってくれた(2025年6月4日)*22。大浦湾の一湊寄りの入り江であるカノコウラに2つの瀬があり、それぞれ「おかるの瀬」、「おつんぼが瀬」と呼んでいた。おかるもおつんぼも女性名であるが、イワノリの採取は男女の区別なく行っていた。

前出の宮本常一は、「ホンノ(ホンノリ)は瀬につく。皆勝手にとりに行く。宮之浦の西の方に多くつく」(106頁)と述べているが、これはイワノリのことだろう。宮本が永田で詳しく聞き書きを行っていたならば、おそらく永田のイワノリの入札制度のことを聞いたことであろう。

「鹿児島県の有用藻類 III」によると、屋久島

*20 その他に「島産のガジュツ、蕨金(?)、山帰来(サルトリイバラ)、鯉頭建(?)」などが「一切抜け売りすることなく藩に引き渡すよう命じられた」(『屋久町郷土誌』第4巻:538)。サルトリイバラの実は解毒効果があり、「毒消しの実」として利用された。「BOTANICA」<https://botanica-media.jp/2381> (2025年8月25日閲覧)。

*21 この記念誌ができた1980年に仮に80歳だとしたら、明治末には10歳未満の年齢となる。

*22 真辺時哉さんは兵頭昌明氏のご紹介である。

の採れるこのイワノリは、マルバアマノリとオニアマノリの可能性がある。

マルバアマノリは、早春に沿岸各地の潮間帯に生育する。特に鹿児島湾口の南大隅町、南薩の笠沙町野間、甕島の里町西浦などの転石地帯で密生した。オニアマノリは、外洋に面した波のあたる潮間帯上部に生育し薩摩半島南西域によく見られるが、甕島、種子島、屋久島、奄美、徳之島での採集記録がある(新村・田中, July 2008 : 124)。

この記述から、屋久島で採れていたのはオニアマノリの可能性が高い。だが、前述の有馬小市さんのお話では、「永田灯台手前のやどりご(宿川)では、水に浸かってノリを採っていた」とのことだから*23、マルバアマノリの可能性もある。あるいは、両方のノリが同時に生えていた、という可能性も否定できない。西部林道の岩礁地帯では、瀬に付いたノリを採取している。

(3) マクリ (海人草)

鹿児島県では、マクリは八代海、鹿児島湾奥部を除いた斬深帯の岩石に生育し、特に外海に面した離島に多く分布する。古くから、回虫駆除剤に利用され、1960年まで年間35~80tが生産されていたが、1953年に駆虫有効成分のカイニン酸が発見分離され、その後合成薬の企業化により原藻としての需要がなくなった(新村・田中, July 2008 : 128)。

筆者によるインタビューによると、栗生、一湊、宮之浦、小瀬田、永田などでマクリを採集していたので、屋久島全域でマクリの採取に従事していたと考えられる。販売用か家用かはわからない。フノリと違って、集落総出で採集するという事はなかった。「下屋久村郷土史」

でも、『屋久島民俗誌』でもマクリに関する記述は見当たらない。

(4) テングサ

「下屋久村郷土史」の尾之間・小島の項に、「海藻はふのり、てんぐさ、あおのり、もだまなどを始めてしてその種類甚だ多し」と記されている。テングサはトコロテンや寒天の原料として用いられてきた。

新村・田中によれば、マクサとヒラクサの可能性が大きい。マクサは鹿児島県の沿岸に広く分布しているが、ヒラクサは種子島東部の斬深帯の岩礁に群生する体長30cm以上になる大型のテングサである。種子島では船上からマンガ(櫛歯状の漁具)で海底を曳航して掻きとる方法である。本県唯一の生産地とあるから、屋久島のテングサとはマクサのことであろう(新村・田中, July 2008:124-126)。

(5) アオサ/アオノリ (ヒトエグサ)

鹿児島県沿岸各地の岩礁・礫地帯の潮間帯に生育し、古来より採取して食用に利用している。20世紀初頭から養殖されていた(新村・田中, 2007 : 199-200)。

宮本常一はつぎのように述べている。「アオノリは冬とる。河口の淡水に近い所の丸い石につく。寒くないとよく生えない。女が多くとりに行くのであるが、それを持って来るときは、かためて握り飯のようにして持って来る(宮之浦)」(107頁)。屋久島でいうアオサ・アオノリとは「ヒトエグサ」のことで、豆腐と一緒にみそ汁や澄まし汁で食べていた。筆者の母も昭和30年代前半、宮之浦川の河口付近で採っていた記憶がある。

*23 宿川(やどりご)付近でイワノリの入札権を持っていたのは川崎ユミ氏であるが、実際の仕事は長男の義行氏が行っていた。時々知り合いに手伝いを頼んでいた。ある時有馬小市さんと義之氏の弟の川崎美久雄さんに声をかけて宿川でノリの採取を行った。義行さんはどこにノリが生えているかをよく知っているのだから、たくさん採れた。終わった後、義行さんは他の二人の収穫が少ないのを揶揄したが、その拍子に石に足を滑らせて海に転んでしまった。だから、せっかく採ったノリの大半が背負い籠からこぼれてしまい、海に流れてしまったので、三人は大笑いした(2025年7月18日)。

2-2 ウミガメの卵

現在屋久島の海岸に産卵するウミガメは、永田浜、一湊浜、栗生浜の3か所だけであるが、自然海岸が残っていた時代には、宮之浦、安房の浜でも上陸、産卵をしていた。屋久島世界遺産センターによれば、「屋久島の海岸に産卵するのは、アカウミガメとアオウミガメでその大半がアカウミガメである。永田浜のアカウミガメ上陸数は日本全体の30~40%を占めており、北太平洋最大のアカウミガメの産卵地となっています」*24。

だが、屋久島ではウミガメの卵は貴重なたんぱく源として利用されてきた。ウミガメの卵は栄養価が高く、飽和脂肪酸の影響か、食べると「わきの下が匂う」と言われていた。また、永田では家畜のえさとして利用されてもきたが、牛に与えると「毛並みがよくなった」という*25。

屋久島で自然海岸が残っていた時代とは、昭和30年代前半までの時代である。それ以降宮之浦港、安房港が整備され、多くの集落の漁港が整備された。その時代、ウミガメの卵の利用には明確なルールがあった。オストロムのいう「共的資源をめぐる設計原理」の、境界、監視、罰則は厳然と存在していた。

永田では入札制度が行われていて、ウミガメの卵もその対象であったので、永田の事例は次章で論じる。

一湊では、一湊浜（往時は一の浜、二の浜に分かれていた）に上陸するウミガメの卵は青年団が管理し、販売し、売り上げは青年団の活動に充てられていた。宮之浦では、宮之浦港の松

林のある田尻浜は一般に開放されていたが、日ノ上埠頭のある浜（一品が浜と呼んでいた）は学校が管理していて、売り上げは学用品の購入などに充てられていた。安房の浦浜（如竹通り沿いの浜）では、一時一般に開放されていたが、その後青年団が管理するようになった。栗生では中学生が管理していた。吉田にも小さな浜があって、そこに産卵していたが、すでに浜はない*26。

だが、1970年代以降、自然海岸が少なくなり、浜の砂の採取も進んで浜が小さくなり、ウミガメを取り巻く環境は悪化した。1973年、上屋久町自然保護条例が制定された（大牟田、1977：74-75, 154）。山、海の環境の荒廃への危機意識がその根底にあったが、十分な成果を得ることはなかった*27。

そして、1988年鹿児島県ウミガメ保護条例が制定され*28、ウミガメ保護へと舵が大きく切られた。現在、アカウミガメもアオウミガメも国際自然保護連合の「絶滅危惧IB類」に指定され、屋久島ではその保護活動が活発になされている。

2-3 遊び仕事としてのイソモン獲り

志戸子に1951年生まれた竹之内秀彦さんは、高卒後会社員をしていたが、50歳で早期退職し、その後農業をやり、区長を14年務めた。その竹之内さんは、志戸子集落総出のイソモン（磯のもの）獲りのことを以下のように語ってくれた*29。豊饒の海での集落総出のイソモン獲り。潮の香りと人々の歓声が聞こえてくる。

*24 <https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/np/umigame.html>（2025年8月28日閲覧）。

*25 2024年12月永田での聞き取り。

*26 一湊のことは真辺時哉氏による。宮之浦はある居酒屋の主人（80代）による。安房については川崎茂成氏談。栗生については大牟田一美氏による。吉田については、永田の入札制度のインタビューの際の聞き取り。

*27 同条例第5章海中保護区第17条において、「町長は、町内の海域について、さんご、魚類、貝類もしくは海亀類が乱獲され、その資源を失うおそれのある場合は、当該海域を保護区に指定することができる」と定められている。そして第19条（4）では、海亀類を捕獲し、海亀類のたまごを採取するには、町長の許可を得ないとならない、と定めている。なおこの条例の閲覧では、屋久島町役場産業振興課の川崎勝也氏のご協力を得た。

*28 https://g-reiki.pref.kagoshima.jp/pref.kagoshima2/reiki_honbun/q701RG00000417.html（2025年9月12日閲覧）。

*29 2023年9月27日インタビュー。

毎年4月の浜祭りが終わった後の大潮の時である。働き盛りの青壮年男性を除いた住民総勢4~500人が参加して、イソモン獲りを行っていた。津森湾から一湊の元浦湾までの海岸はサンゴの海岸で、砂浜がない遠浅の海が続き、イソモンがたくさん獲れた。前日、区長らが天候を見計らって、「明日はイソモンといをすっど」とアナウンスすると、各戸でその準備にかかり、当日は干潮の数時間前からお目当ての採集地の場所取りを行った。獲ったイソモンは持ち帰り、家族で食べた。一湊の人々はイソモン獲りには興味がないので、元浦湾まで取りに行っても問題はなかった。それでも境界を大幅に越えることはなかった。一湊湾は砂地でイソモンはいない、元浦湾・大浦湾にはいる。吉田は前が磯なのである。それは昭和30年代まで続いた。志戸子漁港の整備によってサンゴの海岸がなくなった*30。

基本的にイソモン採取は個人的に行う「遊び仕事」であるが、それが集落全体の祭りとこの志戸子の行事は結びついている。この村を挙げてのイソモン獲りは、4月の浜祭りの終わった後に行った。その時には角力を取った。竹之内さんによると、宮之浦では「初浦祭り」と呼んでいたという。宮本常一は次のように述べている。「宮之浦では4月5月に沖でトビウオ漁が見え始めると、網子が浜に出て角力などをとり、弁当を開いて歓楽をつくす」(宮本, 1974:232)。屋久島ではこうした集落を挙げて浜に出て弁当を食べ、余興を楽しむという慣行があったが、志戸子の村総出のイソモン獲りはそうした文脈で語られるべきことである*31。

そこで獲れるイソモンとは、イボアナゴ、ミナ、タカラガイ(子安貝)、カメノテ、シャコガイ、ニシ(ニシンコ)[アカニシ]、カラスガイ(カサガイの間違いか?)など。ナガラメ(トコブシ)は採らない。潜らないといけないし、漁業権で禁止されていた。それでも、ナガラメ(トコブシ)をイソモンとして獲る人々はたくさんいた。

イソモンの定義は難しいが、大潮の潮間帯で獲れる貝類と便宜的に定義しておく。カメノテは貝類ではなく、甲殻類であるのだが、広義のイソモンに分類できる。狭義のイソモンとは、「ナガラメ(トコブシ)、(イボ)アナゴ」の2種で、広義のイソモンとして「タカラガイ、シャコガイ、ニシンコ、カサガイ、ジンガサガイなどを指し、それにカメノテが入る」と考えられる。屋久島北部でよく獲れるヤコウガイは、深く潜らないとならないので、イソモンには含まない。

屋久島経験の豊富な鹿児島県水産振興課の田中敏博氏は、「イボアナゴとトコブシは、形状は似ているが、獲れる所が違う。イボアナゴは潮間帯に生息し、大潮の時に波の上に出てくるが、トコブシは海面下数mの大きな石の底に生息している。また、形状の違いも見られる。トコブシは殻の外に身が出ないが、アナゴは大きくはみ出す。アナゴとは磯の穴に張り付いた貝である(穴子)」という。田中氏はさらに続ける。「屋久島でのイソモン採取(磯遊び)は、奄美、沖縄系と本土系の境界をなしている」。「奄美沖縄ではサンゴ礁リーフ内をコモズとして管理するが、本土では小さな巻貝だけの採取を一般人に認めるが、アワビ、トコブシなどの採取

*30 昭和45年(1970年)志戸子漁港改修(『上屋久町郷土誌』605頁)。

*31 Uターンして一湊区長をやっている小倉證さんは、「毎年イソモン獲りを行い、出郷したきょうだいたちに送っている。送らないと催促がくる」と語っていた(2023年3月10日)。小倉さんによると、一湊の春の浜遊びを「浜出ばい」と呼び、角力を取り、御馳走を食べた。なお、「トコブシの資源管理に関する研究」では、「種子島や屋久島に限らず南西諸島各地では古くから地域住民が春の大潮時に「浜遊び」と称する潮干狩りをする風習があり、冬の大潮時には夜陰に紛れてトコブシを稚貝ごと採捕する密漁を行っていたが、現在では減っている」という(野呂・増田, 2004:20)。屋久島ではトコブシは漁業権の対象だが、イボアナゴは対象外なので「密漁」の判断は難しい。屋久島ではトコブシもイボアナゴもともにイソモンと呼ばれているし、さらに漁業者がトコブシを獲るケースもあるからだ。

*32 2023年3月15日、2025年5月29日鹿児島県庁でのインタビュー。

を認めない」という*³²。

田中氏はイソモン獲りを「磯遊び」と把握しているが、「遊び仕事」として呼んだ方がいいだろう。楽しみながらも、また獲れなくても、生ステンスは遊びの色彩の強い労働だが、自家消費にそう深刻な影響があるわけではないが、実際の食料として珍重されてはいる。「遊び仕事」とは、松井健が「マイナー・サブシステム」と呼んだものに起源がある。「マイナー・サブシステム」を目的としていて、手から口への過程は短い。自然との密接な関係として現れる。比較的単純な技術だが、高度なテクニックの必要とされる」（松井, 1998 : 247 - 268）。

松井の提起を受けて環境民俗学、環境倫理学の方から「マイナー・サブシステム」ではなく、「遊び仕事」という言葉がよく使われるようになった。それは遊びと仕事の中間に位置するが、両者を連続的にとらえ、そのポジティブな側面を積極的に評価する姿勢である*³³。

そのような「遊び仕事」としてのイソモン獲りの様子を川崎茂成氏は以下のように語っている（2025年4月25日）。春田浜での思い出である。昭和18年（1943）安房生まれの氏は、若いころ東京にいたが、昭和30年代末に帰郷し、林業関係の仕事をしてきた。余暇に春田浜でイソモン獲りをよくやった。

イソモンと呼んでいるのは、トコブシとナガラメを指す。トコブシは、大潮の浅瀬にいる、身が固い、アナゴとは言わない。ナガラメは数m潜って獲る。身はトコブシよりは柔らかい。そのほかに、タカラガイ、カメノテをとった。夜隆起サンゴ礁の潮だまりに、*³⁴セダコがいて、それを獲る。昔はいいライトがなかったので、

カーバイドの火をかざして、探した。セダコは赤い頭をしていて、すぐわかった。数時間で10数匹も取れることがあった*³⁵。

自分は船を持っていたので、小瀬田のオキンセ（沖の瀬）でイソモンを獲った。瀬に船を着け、岩に長いロープをつないで、船は沖に流す。船が瀬に当たると船が傷つく。自分は波打ち際のトコブシを獲ったが、潜るとナガラメが採れた。

オキンセに泳いで渡ってくる人もいる。オキンセでイソモン獲りをする者の中に漁師もいた。沖が時化て漁ができない日に、風の具合でオキンセの付近に風がないこともある。そうした場合、オキンセに船をつけてイソモンを獲る。魚は捕れないけど、少しでもイソモンが獲れたら、晩御飯のおかずにはなる。

川崎茂成さんの語るイソモン獲りはまさに「遊び仕事」である。氏は安房川でウナギ釣りもやっていた、一晩に4~5匹も釣ったことがあったという。氏はトコブシとナガラメを別のものだと思っているが、氏の言うトコブシとはアナゴのことである。なお、漁業権のある漁師はトコブシを獲ってもいい*³⁶。

春田浜でのイソモン獲りは、オープンアクセスだったと氏は言う。他所の村の人が獲っても、何の問題もなかったという。ただ、これは昭和30年代後半のことで、それ以前がどうであったかはわからない。戦前であれば、おそらく禁止されていただろう。

川崎さんは最近全くイソモンが獲れないと嘆く。50代の息子さんは父親と一緒にイソモン獲りをやり、安房川でウナギを釣ったが、最近では全然だめだ、と父親と同調している。何がそ

*33 「遊び仕事を現代に生かす」（農文協の主張），2009. <https://www.ruralnet.or.jp/syutyu/2006/200609.htm>（2025年8月29日閲覧）。

*34 ガマと呼んでいたが、琉球方言の影響であろう。

*35 セダコという種はいない。マダコは夜エサを探しに岩礁地帯に来るので、その仲間であろう。

*36 現在、屋久島漁協が漁業権を設定しているのは、「トコブシ、イセエビ、キビナゴ、アサヒガニ、小型定置網漁」である。それに対して種子島漁協では、「テングサ、フノリ、トコブシ、アナゴ、パイ、ウニ、タコ、アサヒガニ」など、ほとんどの水産資源が対象になっている。アナゴとはイボアナゴのことである。「漁業権免許内容（熊毛地区）」、<https://www.pref.kagoshima.jp/af05/suisan/gyochou/gyogyoken.html>（2025年9月12日閲覧）。なおこの資料については、田中敏博氏のご教授による。

の原因だろうか。

その原因の一つが境界意識の希薄化である。「磯獵は地付き次第」の原則が生きていた時代には、コモンズの持続的利用の第一要件である「境界」は厳格に存在していた。最近では、屋久島のイソモンは「いつでも、どこでも、だれでも」獲っていい、と考えられていて、これでは資源の乱獲に容易につながってしまう。「コモンズの悲劇」状態である。その対策を今後考えないとならない。

3. 永田の磯・浜の入札制度

3-1 入札制度による資源利用

永田では1960年代末まで、磯のイワノリ、浜のウミガメの卵の入札制度が行われていた。毎年入札者を決め、入札者は権利のある区域でイワノリ、またはカメの卵を採取して、販売した。入札は漁協が仕切るが、入札金は永田区の収入となり、修学旅行の費用などに充てられていた。共的資源を入札制度で利用するというこの慣行をどう理解したらいいのか。

菅豊は新潟県岩船郡山大川で300年前から行われているサケ漁場の利用において、入札制度が行われていたことを紹介している。「サケ漁場を分割する際に生じる入札金はコミュニティに還元され、村の自治運営費として充当されていた」（菅，2007：8）。

齋藤典子は伊豆半島におけるテングサ漁の歴史の変遷を論じた論文で、江戸時代に入札制度があったことを指摘している。伊豆須崎では海女によるテングサ漁が古くから行われていて、明治以降は海女が獲ったテングサを売却した利益は地域住民で分配していた。ところが、江戸時代には入札制度があり、最高額の入札者が販売権を得た。その背景として、「江戸時代の伊豆は幕府の直轄領が多く、須崎をはじめ、伊豆半島の村々の地先の海の利用権を入札で一番の高額者に落札させていた」（齋藤，2019：20）。

以上からわかることは、入札制度は江戸時代でも普通に行われていたということである。大

川での入札は当事者が行っていた。農民は意外に合理的な計算をしていた。「ホモ・エコノミクス」はすでに誕生していたのである。

3-2 入札制度の前提としての磯割、浜割

(1) 甑島の磯割——資源の平等主義的利用

永田の入札制度を理解する鍵の一つが、甑島で行われていたテングサ漁の磯割である*³⁷。藤岡謙二郎編『甑島の人文地理学』（1964年）の第3部第2章「漁業」の最後に「磯割り」が紹介されている。長い引用になるが全貌を記す（藤岡，1964：197-199）。

島の海岸は到る所に海食崖が発達し、その下の荒磯にはフノリ・テングサ・海人草・ツノマタなどの海藻が豊富である。零細な漁業のみの島では海藻も重要な資源であるが、磯の採藻場所は各部落の共有で、その利用には磯割りという平等な割り替え利用の慣行が見られ、これが島の最低生活の一助ともなっている。

最も典型的な鹿島村についてその方法をみると、磯をまず東西海岸に二分し、西目を七つ、東目を八つに分割し、東目・西目より一つずつ組み合わせる7組の漁場を作り、これを籤引きによって村内の7区に割り当てる。このようにして割り当てられた各区の磯は、翌年から順送りに1つずつ隣の漁場に移って行く。・・・

磯をまず東西に二分するのは、西目はフノリの多い優れた漁場であるのに対して東目は劣るため、各区の割り当て漁場の差が大きくなりぬようにとの配慮からである。

・・・口開けの第1日は西目のフノリ採取で、次の日は東目の磯で採取する。西目の磯には各戸2名ずつの人手を出し、東目の磯には各戸1名ずつを出す。・・・収穫物は区ごとに集めて漁協に売り渡し、代金は区内各戸に平等に分配する。

近年はフノリの値が安いと、たいした金額にはならぬが、現金収入の少ない島ではそれでも大切なものである。口開けの日は各区とも先

*37 瀬割、磯割という慣行の存在については田中敏博氏のご教授による。

を争って磯に殺到し、大騒ぎをして1日でほとんど採り尽くしてしまう。3日目からはどこでも自由に採取してよく、採った者の収入となる。

(中略)

田畑・山林・原野と同様に、島の磯もフノリを中心に共有と平等利用の原理が強く打ち出されており、口開けの日の採取に出るのは、平等利用に参加する各戸の権利であるとともに、公共の費用を負担する各戸の義務ともなっている。・・・ここでは戸数(株)制限や新参者に対する差別が全くなく、島に居を構えたものは翌日からでもこの利用慣行に参加できるのが大きな特色といえよう。

鹿島村の磯割を「数十年前に始まったもの」と同書の第3部第4章「村落社会」を書いた佐々木高明(後年国立民族学博物館館長)は記しているが(250頁)、その意味するところは明確ではない。制度そのものは古くからあったが、平等主義を徹底させた今の制度に到達したのが数十年前と言える。鹿島村以外の村でも磯割をやっている、そのやり方は村ごとに異なっている。他の村の方法は鹿島村とは大枠においては一致するが、細部では異なる。

コモンズの利用法は時代によって大きく変化している。齋藤典子の紹介した伊豆須崎のテングサ漁では、「明治中期から昭和30年代初めまでのおよそ60年間、海女がテングサ漁で得た売却益を地域住民で分配してきた歴史がある」(齋藤, 2019: 7)

明治39年(1906)成立した種子島・洲の崎浦(現西之表港北部)漁協は北種子村(現西之表市)の青石より搭の脇にいたる地先である。ここではテングサ漁の漁場の分割利用がなされていた。『鹿児島県水産史』によると、「石花菜(テングサ)漁業については専用漁業権者において漁場を6区に分ちその各区において口開け(3月1日~7月31日)後二日間採取したるのち入漁すること」とされている(236頁)。

コモンズ利用のあり方は時代によって変化するという事実は、永田の入札制度の理解においても重要な視点である。大正初期のカツオ動

力船永田丸の失敗を補填するために、瀬切の部落有林750町歩(約743ヘクタール)を民間企業に売却せざるを得なくなった。こうした財政危機を乗り越えるために、永田の入札制度は考案されたと推察される。次に述べるように、入札制度は戦時中にも存在していたので、その起源をさかのぼるとしたら、最も合理的な判断基準と言える。

(2) 永田での磯割、浜割——豊かな村の海の資源利用

江戸時代、1,400石余りの屋久島の石高の半分を永田村一つで生産していた(『屋久町郷土誌』第4巻: 469頁)。屋久島の富の半分を稼ぐ、それだけ豊かな村であった。広大な前岳と、屋久島には珍しい水田の存在、そして30キロ以上続く長大な磯と浜。

現代では過疎化に直面する屋久島を象徴する集落とみなせるが、江戸時代から高度経済成長時代まではその栄光の時代であった。

表1は明治時代から現代までの永田の人口推移を表したものである。江戸時代中期の屋久島全体の人口は5,600人余りで、永田の人口はわからないが、1,000人未満であろう。明治14年(1881)の人口は1,044人で、当時の上屋久村の人口4,266人の約4分の1を占めている。昭和10年代に2,000人超の人口がいて、昭和25年頃ピークの2,100人に達したが、その後は急速に人口が減少している。【表1】

昭和11年(1936年)生まれの有馬小市さんは、「入札制度は戦争中もあった。自分は昭和11年生まれだが、戦争中もノリを採って食べていた」と発言した(2025年7月18日)。戦前に入札制度がどのようなものであったかはわからないが、親や親戚などが入札制度をやっていた当事者の子供たちとのインタビューの結果、戦後の実態はかなりわかってきた。

まず、イワノリの入札制度である。これは、吉田との境界から栗生との境界の長い海岸線の磯を割る。吉田との境界(一本松)から四ツ瀬までの磯が1名。永田漁港から永田灯台先までの磯が2名。灯台の手間の宿川(やどりご)

表 1. 永田の人口推移 (単位: 人)

年次	永田	上屋久村(町)	屋久島全体(屋久島町)
宝暦6年(1756)	—	—	5,664
明治14年(1881)	1,044	4,266	7,730(明治13年)
明治22年(1800) 郡制改革 (町村制導入)	1,160	5,305	9,500(明治24年)
昭和13年(1938)	2,020	9,324	17,900
昭和25年(1950)	2,123	12,909	22,236
昭和55年(1980)	717	8,365	15,623
平成19年(2007)	両町合併(屋久島町誕生)		
令和6年(2024)	350	—	11,342

出典:『上屋久町郷土誌』82-83頁,「町報屋久島」2025年1月号より筆者作成

1名と灯台先の岩井川(いわいご)1名である。岩井川から瀬切までの区間が2名である。

つぎに、ウミガメの卵の入札制度である。これは1955年頃までは、集落に近い前浜だけの入札制であったが、その後田舎浜、四つ瀬浜での入札も行われるようになった。

こうした入札制度の前提となるのが、磯・浜の磯割、浜割である。入札制度の起源は戦前にさかのぼることは確かであるが、その明確な始まりを示す証拠はまだない。それでも、入札制度の前提となる磯割、浜割は江戸時代から存在していたと仮定できる。それを考える最大の指標が、方限(ほうげん、ほうぎり)と呼ばれる独特な集落構造である。

方限とはもともと薩摩藩の農村組織の一つで、村落の中をいくつかの方限に分け、一つの方限にはいくつかの門からなり、門は名頭の下に何名かの名子で構成され、その下に各家族がいた(『屋久町郷土誌』第4巻:734)。叶、新町、向江の3方限があった。

叶方限には水主(かこ)屋敷があった。水主とは、鰹漁を取り仕切り、また、屋久島から出す物産(平木、帆柱、農産物、水産物)の運搬を行う人々で、多くはよそ者。竿次帳の住民には入らない。水主屋敷のなかに弁差(べんざし)がいて、鰹漁や廻船事業を取り仕切っていたが

*³⁸、その元締めは計屋家であった。

計屋家は江戸中期に新町の計屋氏が叶に移り、その後財を成した。計屋家はカツオ船を所有したほか、鹿児島との物資往来を任されていた。また永田の庄屋を務めていた*³⁹。永田の資源利用の中心に計屋家があった。

このような規模の永田では、磯割、浜割の原則によって、海の共的資源は利用されていたに違いない。フノリの採取は村総出で行うのではなく、方限単位で磯割をして行っていたと考えられる。つまり、永田川左岸から灯台先までの磯は叶と新町の住民用、右岸から四つ瀬の磯は向江の住民用として磯割をして、フノリ、イワノリその他の採取を行っていたと推察される。現在の西部林道域の瀬切、半山、川原では炭焼きのために人が住んでいたが、彼らは海の共的資源の利用は認められていたと考えられる。その根拠は、イワノリの入札制度時代に、この地域のイワノリの権利を持っていた入札者はそこで炭焼きをしていた人々をイワノリの採取者として雇っていたからである。

3-3 入札制度の実態

(1) イワノリ

永田で「クロノリ」と呼ばれていたイワノリの入札制度について、関係者へのインタビュー

*³⁸ 『屋久町郷土誌』第4巻, 733-734頁。

*³⁹ 計屋家については、山本秀雄「文献資料紹介第29回 計屋家系図」『生命の島』参照。

*⁴⁰ 永田の入札制度については以下の方々のご協力を得た(順不同)。荒田純明氏、千切須奈子氏、川崎良弘氏、有馬幸夫氏、柴勝丸氏、弓削武矢氏、有馬小市氏。

から次のような事実が分かった*40。1940年代から60年代末までの時代である。

イワノリは2月の寒い時期に採る。香りがよく、自家用としては、みそ汁の具、漬物、ラッキョウの和え物として利用する。また、商品として業者に卸すこともあった。なかなか高く売れた。

イワノリ採取の入札域は次の5か所である。

I 西部域2か所

栗生との境界である瀬切から半山の磯(A)。半山から川原までの磯(B)。

II 集落域2か所

やどりご(宿川)[永田漁港から灯台まで](C)。いわいご(岩川)[灯台の先](D)

III 四つ瀬1か所

四つ瀬から吉田との境界である一本松までの磯(E)。

次に入札者を記す。

- A 柴金喜氏
- B 渡辺惣八氏
- C 川崎ユミ氏(夫の急死後権利を引き継ぐ)
- D 不明
- E 柴金喜氏

さらに実際の採取者を挙げる。

船を持っていた人(A, B, E)は知り合い4~5人を連れていく。西部林道(川原, 半山)で炭焼きをしていた人に採取を手伝ってもらう。トビウオ漁がまだ盛んであった時代なので、繁忙期が重なることもなく(飛び魚は5~7月)、船主にとってみれば、いい仕事である。

入札金では、「遠方ほど安く、近場ほど高い」という原則があった。具体的な入札額は明らかではないが、ウミガメの卵の入札金はわかっているもので、それと合わせて後で論じる。

では、分配の問題を論じる。

入札金は入札者が払い、採取者は実際の採取

を行い、それに応じた支払いを受ける。その分配の原則がメテ分けである。トビウオ漁などでは、網元、船主、水夫、すみ手など、その仕事、役割に応じて、収穫したトビウオの分配を受けた。

近場を入札した川崎ユミ氏の場合、実際の仕事は息子の良行氏が行っていて、時々知り合いの加勢をもらった。こうした場合、メテ分けの原則は単純なものだが、西部地域や四つ瀬などへは船で行くので、収穫物(イワノリ)を、船主、船頭、取り手で分配した。船主と船頭はふつつう同じだが、違うこともあった。知り合いの者数名を連れていくが、西部域で炭焼きをしている者の手伝いをもらったケースもある。

イワノリの入札権は一年間に及んでいて、イワノリは寒い2月が最盛期であるが、フノリは4月、イソモンは年間を通して獲ることができたので、その採取権も持っていた。自分の入札した区域に関係のない者が侵入して、勝手にイワノリ、フノリ、イソモンを採取しているとトラブルになった。

(2) ウミガメの卵

最初は前浜だけの入札制度であった。1955年までは、柴喜左衛門氏らが入札した。実際の採卵、販売は中学生が行った。1955年前後、喜左衛門氏が高齢のため引退すると、その後継は渡辺浩一氏となった。浩一氏は養豚業と肉屋をやっていて、売れ残った卵を豚に与えることができる、と踏んで応札した。入札は最高額の札を入れた者が落札する。

喜左衛門氏の息子らはおそらく当然自分たちが入札権を得られるものと高をくくっていたのだろうが、思いがけないライバルの出現で前浜の権利を得ることができず、喜左衛門氏の息子の勝蔵氏と甥の柴金喜氏は田舎浜の権利

*41 異なる時代間の物価の比較は難しい。指標を何にするかで大きく異なる。1960年当時の物価で換算すると、「昭和35年の2万円と5万円の価値を現代の金額で換算する方法」によると、それぞれ12.5万円、5万円となる。<https://otoku.awaisora.com/> (2025年9月2日閲覧)。1960年の大卒初任給は10,800円であるので、この指標では20倍となる。<https://yaruzou.net/hprice/hprice-cal> (2025年9月6日閲覧)。日本円貨幣価値計算機によると、1960年を基準にすると、1960年の10,000円は、2019年の55,628円にあたる(5.56倍)。<https://ameblo.jp/kouryu1093/entry-11048679229.html> (2025年9月6日閲覧)。

を獲得した。また、四つ瀬浜の権利は岩川久義氏が取った。

入札金は、前浜と田舎浜がそれぞれ 5 万円、四つ瀬浜は 2 万円であった^{*41}。入札金は区の収入となり、修学旅行などの費用に充てた。大牟田一美氏は、「入札制度によって区に 20~30 万円の収入があった」と述べている（大牟田, 1997: 157）。カメの卵の入札金の合計は 12 万円である。このことから逆算すると、イワノリの入札金は、8 万円から 18 万円の間になる。

イワノリの入札金は、「遠方ほど安い」ということだから、仮に A, B, E 区間は C, D 区間の半分の入札金だとすると、総額が 18 万円の場合だと、A, B, E 区間の入札金は一人約 2.5 万円、C, D 区間の入札金は一人約 5 万円となる。

3-4 入札制度は持続的か

大牟田一美氏によると、1990 年代前半に前浜、田舎浜での 1 シーズンのウミガメの上陸産卵個体は 1,500 頭余りである（大牟田, 1997: 126）。四つ瀬浜の統計はない。1960 年代以前の浜の状態は 1990 年代よりもはるかによかつたはずだから、1960 年代以前は永田浜（前浜、田舎浜、四つ瀬浜）全体の上陸産卵個体を 1,500 頭以上と仮定することは可能である。ウミガメは 1 回の産卵で平均 100 個の卵を産卵する（実際は 105 個ほど）〔大牟田: 130〕。採取者は「種卵として 3 分の 1 は残していた」とのことだから（大牟田: 157）、入札者は一回の産卵から最大 70 個採取し、残り 30 個は残したとする。入札者は入札金のほか、利益分を確保するだけの卵を採取、販売するとしてシミュレーションを行うと、永

田浜では 1 シーズン最大 1,000 頭余りのウミガメの卵を採取していた。フリーライダーという存在を考慮している^{*42}。

前浜の入札権を持っていた渡辺浩一氏の娘さんは父親の仕事はぼんやりとしか覚えていないと言うが、それでも、「早朝、大きなバケツに一杯の卵を両手で抱えて戻ってきた」父の姿を覚えている。その数は何百個になるだろう。それだけ大量の卵を採っていた。しかし、「浜全体ではなく一部の区間の卵を採るだけだった」とも言っていたので、採る所と採らない所を峻別して、資源を残す努力はしていたと考えていい。

シミュレーションの結果 1,000 頭という数字が出るが、「相当採っていた」との関係者のコメントを裏付ける。だが、それでも種卵は残っている。また、総上陸産卵数 1,500 頭以上のなかの 1,000 頭なので、ぎりぎり持続性はあった、と判断できる。戦後の食糧難時代は、種卵という配慮はあまりなされなかったかもしれないが、その時代は田舎浜、四つ瀬浜での入札制度はなかった。持続性の危機があったとすれば、それは 1960 年以降であろう。次第に浜の状態は悪化し、また高度経済成長時代に突入して、急激に物価が上昇していったから、持続性の危機を迎えたかもしれない。

イワノリの入札制度はウミガメの卵の入札制度ほどは資源の枯渇を招かなかつたかもしれないが、磯の状態の悪化によって資源量が減り、その結果資源枯渇という事態に直面した可能性はある。実際、山の面積皆伐時代が到来すると、伐採によって土砂が流出し、磯に土砂

*42 ① 1 回の産卵でその 70%を採卵し、3 個 10 円で販売していたので、1 回の産卵から 230 円の売り上げ（ $70 \div 3 \times 10 \approx 230$ ）。② 前浜の 5 万円の入札金に 3 万円の利益、合計 8 万円を稼ぐには約 350 頭の採卵が必要（ $8 \text{ 万円} \div 230 \text{ 円}$ ）。③ 同じ比率で計算すると、田舎浜 350 頭、四つ瀬浜 140 頭となり、合計で 840 頭となる。誤差を考慮して最大 900 頭の採卵。④ フリーライダーの採取量を最大 100 頭とすると、1,000 頭からの採卵となる。

*43 1979 年 9 月 30 日未明屋久島を襲った台風 16 号による集中豪雨によって、永田の土面川の流域および河口域は甚大な物的被害を出した。土面川は短く、しかも高低差が大きいことも一因だが、より本質的な原因は以下のようなものである。「土面川中・上流域の壮令広葉樹林は、1963 年以来広域にわたって面積皆伐による開発が進み、現在では樹令 10 年前後のスギ、広葉樹からなる幼令林に転換されている。・・・山くずれは、そのほとんどが幼令林地に発生している。また、その中では幼令広葉樹林の数か所を除いて、大部分はスギ造林地に発生している」（下川・若松, 1982: 28）。こうした状況は屋久島の山中の至る所で見られた。

表 2. イワノリ・ウミガメの卵入札制度

入札対象	イワノリ				
入札区域	瀬切～半山	半山～川原	いわいご (岩井川)	やどりご (宿川)	四つ瀬～一本松
入札者 (1955年前後まで)	?	?	?	?	?
入札者 (1955年前後～1960年代末まで)	柴金喜氏	渡辺惣八氏	?	川崎ユミ氏	柴金喜氏
入札金	最大2.5万円	最大2.5万円	最大5万円	最大5万円	最大2.5万円
船所有	○	○			○
採取者	知り合い, 炭焼き	知り合い, 炭焼き	?	息子 (良行氏)	知り合い

入札対象	ウミガメの卵		
入札区域	前浜	田舎浜	四つ瀬浜
入札者 (1955年前後まで)	柴喜左衛門氏	—	—
入札者 (1955年前後～1960年代末まで)	渡辺浩一氏	柴勝蔵氏・柴金喜氏	岩川久義氏
入札金	5万円	5万円	2万円
船所有		○	
採取者	喜左衛門氏時代は中学生, 浩一氏は本人	?	本人

が打ち上げられるという事態が発生した*43。

これまでの議論を表にまとめると表 2 になる。その特徴を以下箇条書きで示す。

- ☑永田の入札制度は戦時中には存在していて、1960 年末に消滅した。
- ☑永田の入札制度は大正初期 (1910 年代) 永田丸の失敗の穴埋めに瀬切の村有林を売却した直後に始まったと推察される。
- ☑それ以前、永田に磯割、浜割があり、海の共的資源の平等主義的利用を行っていたと推察される。
- ☑入札制度は私有制ではないが、権利を得た期間・区域において資源を独占できる。
- ☑入札制度は漁協が仕切るが、入札金は区の収入になる。
- ☑入札は毎年行われるが、予定調和的ではない。ウミガメの入札制度において、1955 年頃、前浜の権利が親から子への委譲が否定された。
- ☑1960 年末消滅したのは、磯、浜の環境変化による資源の枯渇が主たる要因である。

4. 海のコモンズの現在

4-1 トビウオ浮式網漁の終焉と藻場の衰退

大正初期 (1910 年代前半) に屋久島近海でのカツオ漁が不振になってからは、島の水産業におけるトビウオ漁の比率が急速に高まった。当時のトビウオ漁は、専門的には「浮敷網漁」と呼ばれる漁法で獲った。浮敷網とは「海底までおろさないで、水面から懸垂させて張る敷き網」のことである*44。トビウオが沿岸の藻場に産卵のために回遊してくる群れを対象に、夜明けの浮敷網漁が勇壮に行われた*45。毎年 5 月から 7 月までの短い季節に行われる漁業で、地元では「時期トビ」漁と呼ばれていた。

『鹿児島県水産技術の歩み』の第 1 編「漁業部門」第 1 章「海面漁業」第 6 節「とびうお漁業」では以下のように記されている。

産卵回遊してきた魚群は、一般的には昼間は沖合で分散し、表層を遊泳しているが、日没後に集合を始め、早い時には午後 9 時前後に産卵場付近に接岸し密集し始める。産卵は夜明け前で、水深 10 m 前後の海藻の着生した岩礁帯に産卵する。この時海水が真っ白になるので、種子島では「アゴをたてる」、屋久島では「ニゴリをたてる」と言う。何年かに 1 回ぐらい、昼間

*44 「コトバンク」2025 年 9 月 11 日閲覧。

*45 鹿児島県水産技術開発センターの機関誌「うしお」第 227 号、「海の緑化を！」、昭和 41 (1986) 年 1 月、6 頁。

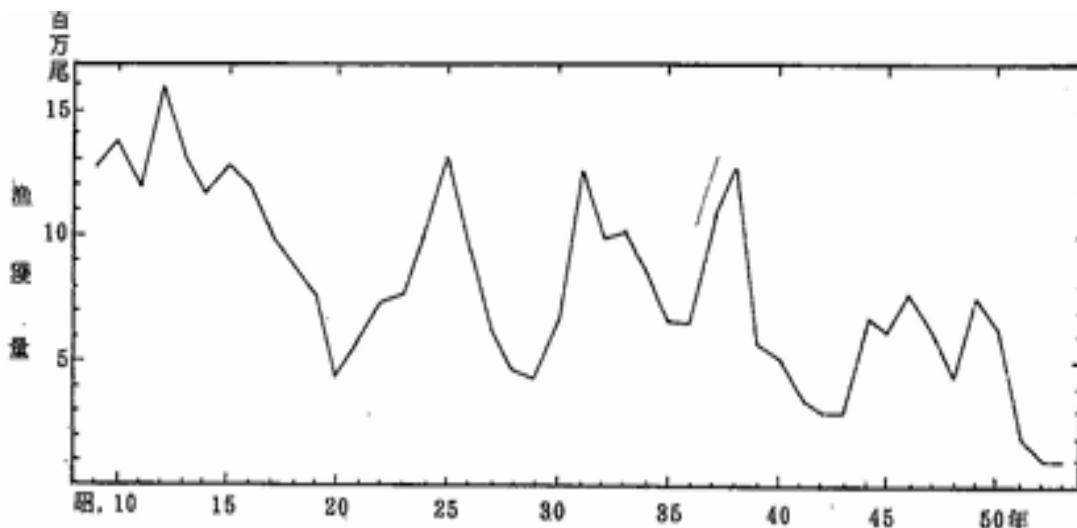


図1. 熊毛海域における浮敷網漁によるトビウオ漁獲量の経年変化
出典:「うしお」197号

に「アゴ」「ニゴリ」をたてることがあったが、地元ではこれを「昼とび」と呼んだ。「昼とび」の発見・通報者には、漁業者以外でも配当があったようである(100頁)。

トカラ列島沖を北上してきた黒潮は屋久島南部で東に向い、その一部は屋久島北部を通過して大隅海峡へと流れる。そうした黒潮の特性のため、熊毛海域は江戸時代以来、トビウオ漁が盛んであった。しかし、回遊魚であるトビウオは海水温などの影響で7~8年間隔で、豊漁・不漁のサイクルを繰り返してきた*46。

図1は、熊毛域の浮敷網漁によるトビウオ漁獲高の変遷を表したものである。昭和9年(1934)から昭和57年(1982)までの統計である。それによると、昭和20年(1945)、昭和29年(1954)、昭和36年(1961)、昭和43年(1968)は最低期で、極端な不漁の年となっている。また、昭和50年(1975)以降はほとんどとれなくなり、ここに浮敷網漁によるトビウオ漁は終わりに迎えた。

その後南種子の与論島生まれの住民によってトビウオのロープ挽き漁が開発され、熊毛で

のトビウオ漁は黒潮本流を通年回遊しているトビウオを獲る「沖トビ漁」へと変化した*47。

「とびうお漁業」には以下のように記されている(98頁)。

時期とび漁が何年ごろ終了したか不明な点があるが、熊毛支庁の資料によると、馬毛島では1975年には86万尾・・・の水揚げが記録されている。ところが1976年にはゼロになっている。一方、屋久島では、1980年7月の普及だよりにより、「屋久島名物のとび浮敷網漁も4年続きの不漁で、6月11日からロープ曳網漁業が再開」とある。また1981年6月には「浮敷は今年も見通し悪し」とある。従って馬毛島では1976年ごろ、屋久島では1981年ごろに衰退したと推測される。

屋久島での浮敷網漁(時期トビ漁)が完全に衰退した原因はトビウオの産卵する藻場の衰退であると考えられる。

「うしお」第227号(昭和61年1月号)では、「昭和30年代まで鹿児島県の沿岸各地にはガラモ場*48が広く分布し、それが自然の姿とし

*46 「うしお」第119号(昭和41年5月)、「うしお」第197号(昭和53年7月)によると、黒潮の海水温の変化がトビウオの漁獲に大きな影響を与えているが、「屋久島近海で黒潮と沿岸水が混合する場合に漁況は活発になる」と強調している(第197号)。

*47 その後南種子の与論島生まれの住民によってトビウオのロープ挽き漁が開発され、熊毛でのトビウオ漁は黒潮本流を通年回遊しているトビウオを獲る「沖トビ漁」へと変化した(「とびうお漁業」108頁)。

て、時にはむしろ（アワビやサザエ漁の）じゃま扱いされるほどの存在であった」ことを報告している。初夏の藻体長は1~2mに達し、密生域では1m²当り20kgの現存量であった。

志戸子の竹之内秀彦さんは、「津森湾には藻が繁茂し、トビウオ漁が盛んだった。イソモンが多く、若者がキャンプした」と話してくれた。藻の長さは「1~2mはあった」。江戸時代、屋久島の女性は一人毎年90匁のフノリを上納する義務があった。楠川ではイワノリを日用品の代価として用いていた記録があるが、他の村でも同じある。その他、マクリ、テングサ、アオサ・アオノリ（ヒトエグサ）なども利用していた。屋久島の海は、背の高いホンダワラ類を中心とした豊かな藻場に被われていた。それを「山クロミ」と呼び、魚がつく場所だとして大切に守っていた。

「うしお」第273号（平成9年7月）では、「鹿児島県におけるガラモ場造成」の記事を載せている。その冒頭で、「鹿児島県において、昭和40年代から磯焼けが始まったといわれており、離島域や薩摩、大隅半島の外海に面した沿岸域で、主としてホンダワラ類の消失が見られている」と述べられている。

4-2 山の開発と磯焼け

磯焼けとは、「元来伊豆半島東岸の方言で、寒天原料として最も重要な海藻であるテングサが減産し、群落が容易に回復しない状態を嘆いた表現である。・・・1885年テングサ減産に関する質問状が初出で、その後、アワビ、イセエビ、磯魚などの住処となるカジメ場やコンブ場、近年ではガラモ場の衰退・・・なども含めて汎

用化されている」（藤田・村瀬・桑原,2010:7）。

藤田大介東京海洋大学准教授の定義を引用して、水産庁の「第3版 磯焼け対策ガイドライン」（令和3年3月）において、磯焼けとは「浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を超えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象」と定義し、磯焼けが発生すると、「藻場の回復に長い年月を要し、磯根資源の減少や成長不良を招き、沿岸漁業に大きな影響を及ぼす」と危機感を表している。

そして、磯焼けの原因として主要な3つの要因を挙げている。第1は、植食動物（ウニや藻食魚など）による食害である。第2に、温暖化による海水温の高温化^{*49}。第3に開発の影響。港湾開発、山の荒廃などにより、土壌が侵食され、洪水などで海が汚濁すると、海中に堆積物が増加し、結果として藻が失われる^{*50}。

昭和35年（1960）以降、屋久島は開発の時代を迎えた。宮之浦に屋久島電工が操業を開始し、宮之浦港や安房港が整備され、40年代には各集落の漁港も整備された。昭和36年から、エネルギー革命の結果、利用価値の低下した薪炭共用林の広葉樹を伐採してパルプ、チップに加工し、伐採後にスギなどの針葉樹を植えていく分収造林政策が始まった^{*51}。山は荒廃し、大量の土砂が海に流れ、その結果屋久島の藻場は消えた。

屋久島、種子島の海域は氷河時代海面の低下のため本土と陸続きであった。大隅海峡ができたのは、10万年ほど前の更新世後期であり、種子島海峡ができたのが1.2万年前の最終氷期のことである（大嶋,1990:207）。また、水深100mの等深線で見ると、種子島、屋久島は薩

*48 褐藻類のホンダワラの仲間を中心に構成される藻場。気泡の浮力により水中で立ち上がり、多数の枝を伸ばすため、魚や小動物の生育場所になる。また千切れて海面を漂う流れ藻も、岩場に生育している時と同じように、魚の産卵場や種仔魚の隠れ場として重要な役割を果たしている（『海藻』,2012:6）。

*49 この問題については、「海洋と生物」第236号（Vol.40, No.3, 2018）の「特集 気候変動が海藻生態系に与える影響」、藤田大介・野田幹雄・桑原久美・編著『海藻を食べる魚たち-生態から利用まで-』（成山堂書店,2006年）を参考にした。

*50 同ガイドライン第3章「磯焼けとは」参照。

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gvoko_gyozyo/g_gideline/attach/pdf/index-36.pdf（2025年9月5日閲覧）。

*51 以下の拙著、拙稿を参照のこと。（中島,2010:第2章）、（中島,2022:167-169）。

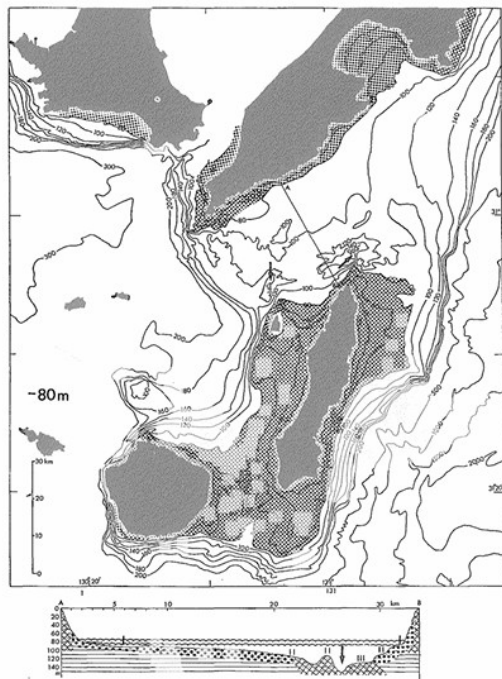


図2. 主ウルム氷期（最終氷期）の古地図
出典：(井内, 1981 : 714)

摩・大隅半島と陸続きになり、水深80mの等深線で大隅海峡が現れるが、種子・屋久の水域は陸続きである。種子島、屋久島の太平洋側は深さ数千mの海溝で、それに向かって急速に沈み込んでいる(井内, 181 : 713-714)【図2】。

こうした地質学的特性のため、屋久島の山から流失した土砂は、一部太平洋側の深海に流れ込むが、多くはその海域に沈殿し、より浅い海域の砂は台風などの波浪で周辺をぐるぐる回っているものと考えられる。

「熊毛の水産業」(令和3年度)によると、「平成8~17年(1996~2005)にかけて、屋久島漁協では離島漁業再生支援事業の一環として、トコブシ幼生の放流を行っている」(22頁)。しかし、屋久島漁協の鮫島洋一さんのお話では、「春田浜、田代浜などでトコブシの放流を行ったが、台風の大波で海砂が岩場に打ち上げられて、

まったく効果はなかった」という(2023年6月22日)。この大量の海砂は、山から流れ出したものである*52。

志戸子の竹之内秀彦さんによれば、「昭和40年代後半(1970年代前半)に志戸子川の河口付近でナガラメ(トコブシ)の養殖をしていた。面積が狭いので、大した収穫にはならなかった。しかし採石場ができて土砂の流出が多くなり、止めた。あの付近は丸太石が多くて、トコブシ養殖に適していた」とのことで、採石場からの土砂の流出、堆積がトコブシ養殖を困難にしまった。

藻場消失の原因として、もちろん、温暖化による海水温の上昇や植食魚による食害も考慮しなければならないが、屋久島の開発の時代の山の荒廃は海の生態系に甚大な影響を与えた、という認識は不可欠である。

4-3 海のコモنزの危機

藻場が消えれば、海の生態系は攪乱され、その影響は不可逆的である。有用海藻も消え、江戸時代に確立した「磯猟は地付き次第」の原則はすでにない。海の遊び仕事であったイソモン獲りはもはや存在しない。屋久島でのイソモン採取は「コモنزの悲劇」状態といえる。

屋久島が世界遺産に登録された理由は山の生態系の独自性にあるのだが、海の生態系への視線も同時に必要である。現在の屋久島の海域では、南部栗生の塚崎海岸が栗生海域公園に指定されているほか、永田浜が2005年ラムサール条約に登録され、山だけではない屋久島の魅力の発信に貢献しているが、充分ではない。

約7万2千km²ある世界遺産知床は、沿岸から3kmの海域も遺産地域に含まれている。知床は、北半球で海が凍る場所としては最も南に位置しており、流氷と関連する独特の生態系を

*52 専門的な表現では次のようになる。「海水の濁りは、光量不足の問題もさることながら、浮泥として海底に堆積した場合に深刻である。海藻の孢子、遊走子、幼胚などが岩の表面に着底し発芽するのを妨げ、藻体上に堆積すれば組織が腐敗して穴があき、厚く堆積すると海藻を埋没させる」(藤田他, 2012 : 25)。

*53 <https://www.sno.co.jp/shiretoko-info.html> (2025年9月24日閲覧)。

形成しているとして、陸と海の生態系が高く評価されている*⁵³。屋久島も知床の世界遺産登録理由から学ぶべきである。

そこで、屋久島の住民はこれまで海のコモنزをどのように理解し、その資源をどう利用して生活してきたかという問題へ目を向けるとき、「磯猟は地付き次第」の慣行で屋久島の海のコモنزの資源管理が行われてきたことに気づく。しかし、それに基づく海の資源管理を現代唱えるのはもはやナンセンスであるが、世界遺産管理と並行して、現代にふさわしい資源管理の在り方を追求すべきである。

参考文献

- 浅尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編集 (1987) 日本の社会史第2巻 境界領域と交通. 371 pp. 岩波書店.
- 井内美郎 (1981) 大隅海峡及び周辺海域の堆積物と堆積史 -大隅海峡の発達史と関連して-. 地質調査所月報, 32 (12) : 693-716. https://www.gsj.jp/data/bull-gsj/32-12_01.pdf (2025年9月8日閲覧)
- 大嶋和雄 (1990) 第四紀後期の海峡形成史. 「第四紀研究, 29 (3) : 193-208. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaqua1957/29/3/29_3_193/_pdf/-char/ja (2025年9月8日閲覧).
- 大牟田一美 (1997) 屋久島ウミガメの足あと. 海洋工学研究所出版部. 海洋と生物, 40 (3). [特集 気候変動が海藻生態系に与える影響].
- オストロム, エリノア (2022) コモンズのガバナンス - 人びとの協働と制度の進化. [原田碩夫・齋藤暖生・嶋田大作訳] 晃洋書房. 海洋工学研究所出版部 (2018) 海洋と生物, 40 (3). [特集 気候変動が海藻生態系に与える影響], 生物研究社.
- 神谷充伸監修 (2012) 海藻. 誠文堂新光社.
- 上屋久町郷土誌 (1984)
- 川上省三 (1968) 鹿児島県における漁業規律史. 原口虎雄編 鹿児島県水産史. 鹿児島県.
- 鹿児島県 (2000) 鹿児島県水産技術の歩み 第1編, 漁業部門 第1章, 海面漁業 第6節, トビウオ漁業. <https://kagoshima.suigi.jp/ayumi/> (2025年9月7日閲覧).
- 鹿児島県水産技術開発センター. (1966) うしお, (119); (1978) うしお, (197); (1986) うしお, (227); (1997) うしお, (273); (2000) うしお, (286); (2010) うしお, (325) <https://kagoshima.suigi.jp/ushio/> (2025年9月4日閲覧).
- 北村也寸志 (2004) かつお節と薪-海と森を結ぶもの. [藤林泰・宮内泰介編著, カツオとかつお節の同時代史 (コモنز) 第IV部第1章.
- 水産庁 (2021) 第3版 磯焼け対策ガイドライン. https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/gzyoho_bako/attach/pdf/mobahozen_sozo_isoyaketaisaku-4.pdf (2025年9月6日閲覧).
- 熊毛地区水産振興会 (2021) 熊毛の水産業 令和3年版.
- 下屋久村教育委員会 (1914) 下屋久村郷土史. [掲載は, 山本秀雄 「屋久島文献紹介第15回, 16回」 季刊「生命の島」, 1989 (15)+ 1990 (16), 屋久島産業文化研究所.] <https://jitugetu.com/yakusimabooks/324-2/> (2025年9月9日閲覧),
- 齋藤典子 (2019) 漁場利用の史的変遷と海村における利益分配 : 伊豆須崎の海女のテングサ漁を事例として. 千葉大学人文研究, (48) : 5-34. 千葉大学. <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R000000004-I029594674> (2025年8月30日閲覧).
- 下川悦郎, 若松 暉 (1982) 屋久島永田における山くずれ・土石流災害 (その1). 新砂防, (123) : 26-31. https://www.jstage.jst.go.jp/article/sabo1973/34/4/34_4_26/_pdf/-char/ja (2025年9月14日閲覧).
- 菅 豊 (2007) 日本におけるコモنزの変容 - ある河川漁業の300年の歴史-. 公共研究, 4 (3) : 8-11. 千葉大学 公共研究センター. <https://cir.nii.ac.jp/crid/1050288547183446656> (2025年8月30日閲覧).

- 中島成久 (2010) 森の開発と神々の闘争 - 改訂増補版 屋久島の環境民俗学. 明石書店.
- 中島成久 (2021) 屋久島憲法 100 周年 (第 1 回) - 林野入会権をめぐる闘い -. 洋上アルプス, (316). 林野庁屋久島森林生態系保全センター発行.
- 中島成久 (2023) 屋久島前岳部の委託林 - その資源利用の変遷. 屋久島学 (9) : 145-171.
- 永田小学校百周年記念誌編集委員会『永田小学校百周年記念誌』昭和五十五年 (1980).
- 新村巖・田中敏博 (2007) 鹿児島県の有用藻類 I. 緑藻類. 藻類, 55 : 199-202.
http://sourui.org/publications/sorui/list/Sourui_PDF/Sourui-55-03-199.pdf (2025 年 8 月 22 日閲覧)
- 新村巖・田中敏博 (2008) 鹿児島県の有用藻類 II. 褐藻類. 藻類, (56) : 29-34.
http://sourui.org/publications/sorui/list/Sourui_PDF/Sourui-56-02-123.pdf (2025 年 8 月 22 日閲覧).
- 新村巖・田中敏博 (2008) 鹿児島県の有用藻類 III. 紅藻類. 藻類, 56 : 123-128.
http://sourui.org/publications/sorui/list/Sourui_PDF/Sourui-56-02-123.pdf (2025 年 8 月 25 日閲覧).
- 丹羽邦男 (1987) 近世における山野河海の所有・支配と明治の変革. 日本の社会史第 2 巻 境界領域と交通.
- 野呂忠秀、増田育司 (2004) トコブシの資源管理に関する研究. 鹿児島大学水産学部紀要, 53 : 37-40.
<https://agriknowledge.affrc.go.jp/RN/2010711855.pdf> (2025 年 10 月 22 日閲覧).
- 原口虎雄編 (1968) 鹿児島県水産史. 993 pp. 鹿児島県発行, 非売品.
- 原多計志 (1968) 本県における漁業生産の展開. 原口虎雄編 鹿児島県水産史. 鹿児島県発行.
- 藤岡謙二郎編 (1964) 甑島の人文地理学. 大明堂.
- 藤田大介・村瀬 昇・桑原久美編 (2010) 藻場を見守り育てる知恵と技術. 成山堂書店, 第 1 章.
- 藤田大介・野田幹雄・桑原久美・編著 (2006) 海藻を食べる魚たち - 生態から利用まで -. 成山堂書店.
- 部分林に関する趣意書 (1961) 1961 年 3 月 1 日付, 未刊.
- 藤本久志 (1987) 境界の裁定者 - 山野河海の紛争解決 -. 日本の社会史第 2 巻 境界領域と交通. 岩波書店.
- 松井 健 (1998) マイナー・サブシステムの世界 - 民俗世界における労働・自然・身体. 篠原徹 (編) 現代民俗学の視点第 1 巻 民俗の技術. 朝倉書店.
- 宮本常一 (1974) 屋久島民俗誌. (宮本常一著作集 16). 未来社.
- 屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム実行委員会編 (2021) 屋久島憲法 100 周年記念シンポジウム資料集.
- 屋久町教育委員会屋久町郷土誌 (1993) 第 1 巻 ; (2007) 第 4 巻.
- 山本秀雄 (1993) 屋久島文献資料紹介 第 29 回 計屋家系図. 季刊 生命の島, (29).
<https://jitugetu.com/yakusimabooks/324-2/> (2025 年 9 月 9 日閲覧).
- Hardin, Garet (1968) The Tragedy of the Commons, Science, New Series, Vol. 162, No. 3859, 1245.
<https://www.jstor.org/stable/172474> (2025 年 9 月 3 日閲覧).

(連絡先) 中島 成久 なかしま なるひさ : nnaka@hosei.ac.jp